

潟上市市民憲章

水清く

緑の風光る大地

先人の熱い魂と

深い知恵を受け継ぎ

心を開き共に築こう

夢広がる

わがふるさと潟上

平成十八年三月二十一日制定

広報

がたがみ



潟上市市章



No.25

平成18年(2006年)
4月15日発行

新学期がスタート！

市内の小中学校では、新学期がスタートし、潟上
っ子たちが元気に登下校しています。

市では、昨年度から地域ぐるみ学校安全推進事業
を展開し、子どもたちの安全と安心を守るために、
多くの市民がスクールガードなどで活動しています。

目次

主な話題

地域で子どもの安全・安心に取り組む 2～3

介護保険が変わります 4～5

児童手当の改正 7

くらしの情報 10～11

地域で子どももの 安全・安心に取り組む



昨年2月に大阪府、11月には広島市、12月には栃木県で学校や児童がかかわる大変痛ましい事件が連続して発生しています。

市教育委員会では、このような事件が起こらないよう、昨年10月に地域の関係機関代表者で構成する「潟上市地域ぐるみ学校安全推進委員会」を組織し、委員会ネットワークによる防犯情報の提供などの活動を開始しました。また、各小学校では、学校安全ボランティアであるスクールガードを募集し、児童生徒の登下校時に巡回活動を行っています。子どもの安全確保には、地域の方々の心と目を生かし、盲点を少なくすることが大切です。

活動のテーマ

地域で守る子どもと
学校の安全・安心

潟上市地域ぐるみ学校安全推進委員会では、学校と地域・保護者が連携した安全教育を行い、危機管理意識の高揚を図り、地域の協力を得ながら子どもたちが安全に、そして、安心して過ごせる学校環境や地域社会を目指し、防犯体制の充実強化を図ることを目的とします。

事業の内容及び方法

本委員会では、事業の内容を「地域で守る子どもと学校の安全・安心」を基本に考え、地域の協力を得、関係機関との連携を図りながら事業を推進していきたいと考えます。具体的な内容と方法は、次のとおりです。

- 学校における安全教育の充実
 - ・児童生徒を対象とした防犯指導
 - ・児童生徒及び教職員の緊急時対応避難訓練
 - ・地域と一体となった安全教室の開催
- 学校における安全管理
 - ・防犯器具等の操作技術の習得
 - ・不審者侵入に対する危機回避訓練の実施及び検討
- 地域ぐるみの安全確保活動の推進
 - ・スクールガード（学校安全ボランティア）による巡回
 - ・校内外における暴力、いじめ、虐待等に対する子どもたちの安全確保
 - ・防犯啓発用広報紙の発行
 - ・潟上市安全マップの作成
 - ・研究報告書の作成及び配付

スクールガードとは

児童生徒が安全に登下校できるよう、地域のボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。その学校安全ボランティアをスクールガードといいます。

スクールガード・リーダーとは

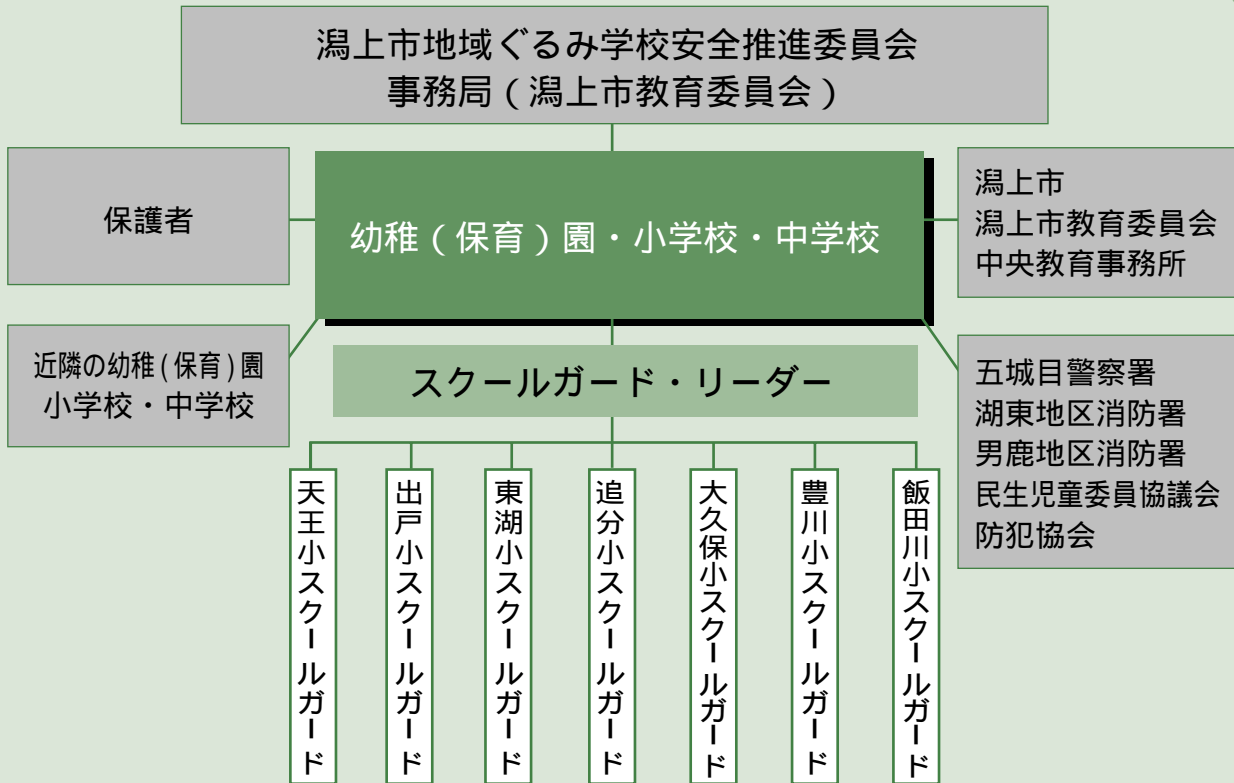
スクールガード・リーダーとは、地域学校安全指導員ともいいます。平成17年度は秋田県教育委員会から委嘱されましたが、平成18年度は市独自で2名配置します。



学校安全体制に関する組織図

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、地域関係機関や学校などの代表者で推進委員会、スクールガード・リーダー及び学校安全ボランティアであるスクールガードを各校区で組織し活動しています。

市内の学校安全体制を整備

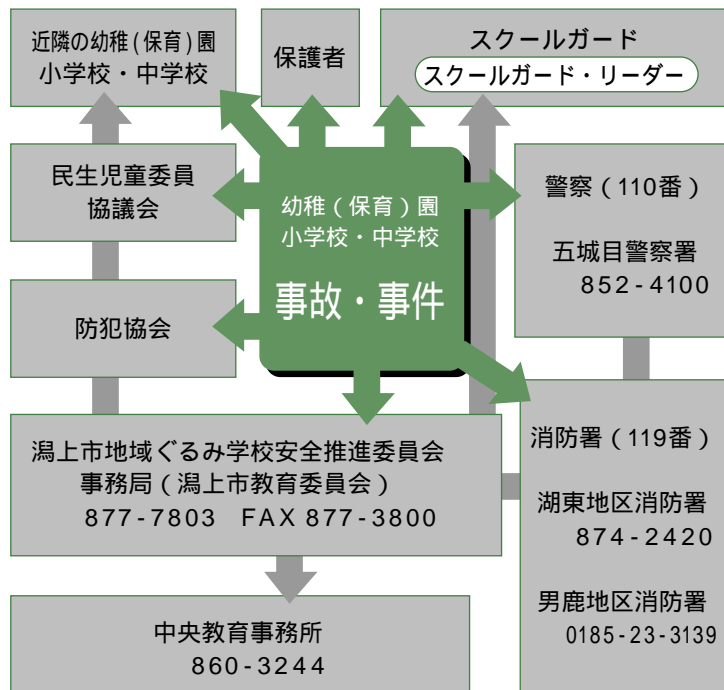


今後の活動

潟上市では、平成十七年四月から十二月までに不審者による声かけ五件、手つかみ・車への引き込み一件の小・中学生が関係した事案が発生しています。幸いにして適切な対応により大事に至りませんでした。このよ

うな事案を生かし、事件・事故が発生しにくいまちづくりが大切です。平成十八年度も、スクールガード・リーダーやスクールガード、学校安全推進委員会を中心に、子どもたちの安全・安心について取り組んでいる地区の子供を守る会や、ほかの団体との連携を図り、地域活動を推進します。

緊急の連絡や防犯に関する情報提供をするために、次のようなネットワークを作成しました。



市民のみなさんには、防災行政無線（今年度、昭和地区にも設置予定）や有線放送で情報を提供します。

潟上市地域ぐるみ学校安全推進委員会ネットワーク

変わります 介護保険

新しい介護保険料が 決まりました

介護保険は、公費と四十歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。

六十五歳以上の方（第一号被保険者）の保険料は、三年に一回策定する介護保険事業計画によって決まりますが、今回の計画により平成十八年度以降の保険料は、基準額四千二百五十円（月額）に決定しました。

介護保険は、高齢になっても住み慣れた地域で、自立した暮らしを続けるための支援を行うことを目的としています。潟上市では、どのようなサービスをどのくらい整備し、保険料はいくらにするかなどを盛り込んだ「第3期介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、制度を安定的に運営していくために、本格的になる高齢化社会を視野に入れ、介護状態にならないための予防事業や、状態を重度化させないための新たな事業も実施します。

今回の制度改正では、介護保険料段階の見直しが行われ、所得の低い人の保険料負担について配慮されています。

保険料は、潟上市の介護保険を支えていく大切な財源です。保険料の納付にみなさんのご協力をお願いします。

負担能力に応じて きめ細かく対応

今回の法改正により、保険料

この額は、潟上市の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の十九％分を第一号被保険者の人数で割って算出しています。

平成十七年度中は、旧町ごとにおいて違う基準額となっていました。今年度からは潟上市で統一したものになります。

段階についても改正され、これまで本人および世帯全員が非課税の場合は、基準額に〇・七五を乗じた保険料でしたが、今年度からは、本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が八十万円以下である場合は、一段階と同様の保険料率（基準額×〇・五）となります。これにより、所得の低い人の負担能力に応じてきめ細かく対応できるようになりました。

また、税制改正にもなっ

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であると認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの手順は、次のとおりです。

要介護認定の申請

介護サービスの利用を希望する人は、市役所高齢福祉課（昭和庁舎）か各総合窓口センターに要介護認定の申請をしてください。申請に必要なものは、介護保険被保険者証と印鑑です。第二号被保険者（四十歳～六十四歳）の場合は、健康保険被保険者証（写しでも可）も必要です。

訪問調査と審査

心身の状態を調べるために、市から委託された調査員が、訪問して聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書を作成していただき、それらをもとに「介護認定審査会」で介護の

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

基準額4,250円(月額)

段階	対象者	保険料 (年額保険料)
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護の受給者	基準額×0.5 (25,500円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5 (25,500円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって第2段階以外の人	基準額×0.75 (38,250円)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額 (51,000円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25 (63,750円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5 (76,500円)

税制改正にともなって介護保険料の所得段階が変わる人は、下表の介護保険料になります。

	18年度 (年額保険料)	19年度 (年額保険料)
1段階から4段階に変更する人	基準額×0.66 (33,660円)	基準額×0.83 (42,330円)
2段階から4段階に変更する人	基準額×0.66 (33,660円)	基準額×0.83 (42,330円)
3段階から4段階に変更する人	基準額×0.83 (42,330円)	基準額×0.91 (46,410円)
1段階から5段階に変更する人	基準額×0.75 (38,250円)	基準額×1.00 (51,000円)
2段階から5段階に変更する人	基準額×0.75 (38,250円)	基準額×1.00 (51,000円)
3段階から5段階に変更する人	基準額×0.91 (46,410円)	基準額×1.08 (55,080円)
4段階から5段階に変更する人	基準額×1.08 (55,080円)	基準額×1.16 (59,160円)

介護保険料に影響する税制改正(住民税)

・65歳以上非課税措置の廃止

年齢65歳以上の人のうち、前年の合計所得が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止される。

・公的年金控除額の見直し

年齢65歳以上の人に対する公的年金等控除の上乗せ措置が廃止される。

年齢65歳以上の人の公的年金所得控除額の最低補償額を120万円とする特例が創設される。

保険料の納め方について

保険料段階が上がる方については、保険料の急な上昇を抑えるために、平成十八年度と十九年度の二年間について保険料率が調整されます。

保険料は、年金の年額によって納め方が異なります。年金の年額十八万円以上の方は、特別徴収により年金から保険料が天引きされます。今年度からは、新たに遺族年金と障害年金についても特別徴収の対象となりました。これまで、特別徴収で納付していた方は、前年度の二月と同額の保険料を四月、六月、八月の年金から天引きし、十月以降に新たに決定した十八年度保険料により、調整した金額が天引きされます。

年金の年額が十八万円未満の方は、市から送付する納付書(七月中旬に郵送予定)か、口座振替で納付します。六十五歳を迎えた方は、特別徴収に切り替わるまでは、普通徴収により納付します。

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて給付制限等の措置がとられますので、納付は忘れずにお願いたします。

必要性や程度について審査を行います。

認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、「非該当」「要支援」「要介護一〜五」までの区分に分けて認定し、その結果が滬上市から通知されます。

介護サービス計画の作成
どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、介護サービス計画を作成します。(居宅支援事業所で、ケアマネジャーが本人と家族の意見を取り入れ作成します)

介護サービス開始

介護サービス計画にもとづいて、在宅や施設での保健・医療・福祉の総合的なサービスが利用できます。

【お問い合わせは】

滬上市役所

福祉事務所・高齢福祉課

(8 5 5 5 1 1 3)



潟上市男女共同参画センター「ウィズ」

潟上市男女共同参画センター 「ウィズ」オープン

3月28日『潟上市男女共同参画センター ウィズ』がオープンしました。

これは、県の男女共同参画活動拠点拡充事業により、男女共同参画の取り組みを市民参加のもとで推進し、男女共同参画による地域づくりを目的に整備したものです。

設置場所は、羽城中学校駐車場の旧羽城中学校組合教育委員会となっていたところです。

「ウィズ」は、男女共同参画に関する学習に使用するのももちろん、ボランティア団体などの各種団体の活動や打ち合わせ、ご近所や仲間同士での自主的な活動などに利用できます。(利用料は無料です)

施設内は事務室と学習室の2部屋があります。事務室にはパソコンとコピー機があり、インターネットを見たりパソコンから印刷することもできます。(コピーやプリントは1枚10円です)

また、学習室は半分が託児スペースとなっていて、お子さんを連れてのご利用もできます。そして、テレビやビデオ、絵本や図書も若干ですが揃えております。

ご利用方法は、利用申請書を幼児教育課(飯田川庁舎)または各総合窓口センターへ提出していただき、昭和公民館からカギを借りて利用することになります。(ウィズは、通常無人となっております)

お問い合わせは...潟上市幼児教育課・男女共同参画担当まで



学習室には子どもが遊べる託児スペースを設置



事務室にはパソコンを配置

お子様を大切にお預かりいたします

子育てサポート 「かたがみぱあく」ができました。

4月に子育て支援のお手伝いをするグループとして、子育てサポート「かたがみぱあく」が立ち上がりました。

集団託児をメインに、個人託児も相談に応じて行います。どうぞお気軽にご相談ください。

会員は、県の子育てサポーターの養成講習会の修了生です。

【連絡先】

子育てサポートかたがみぱあく
宮田 (877 - 3610)
安田 (878 - 9787)
進藤 (877 - 5975)
潟上市健康課
(855 - 5115)

会員(サポーター)を募集しています。
男女、年齢は問いません。
私たちと一緒に活動しませんか?
ご連絡お待ちしております。



子育てサポーター 養成講座を開講します

市では、地域で子育てサポーターとして活動し、子育て支援の一翼を担ってくれる人材を育成するため、『子育てサポーター養成講座』を開講します。

子育てサポーターの活動に意欲がある方、興味がある方、ぜひご参加ください。

開催場所 昭和公民館

開催時期 6月7日～7月12日の毎週水曜日
(午前10時～午後3時)

受講料 3,000円(テキスト代2,500円、実習費500円)

定員 20人

申込み締切 5月17日(水)

講座修了者には修了証書が授与されます。

託児サービスがありますので、ご利用ください。(要予約)

お問い合わせは...潟上市幼児教育課まで

児童手当が 小学校6年生まで支給されます



平成18年4月1日から児童手当制度の改正により、支給対象年齢が小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）まで延長され、さらに所得制限限度額が大幅に緩和されました。

この改正により、次のとおり手続きが必要になります。（公務員の方は、職場で手続きをおこなってください）

今回の改正で支給対象となった方は、9月末日までに手続きをした場合に限り、特例的に平成18年4月分までさかのぼり支給いたします。それ以降に手続きされた方は、手続きした月の翌月分から支給されることとなります。

平成9年4月2日以降に生まれた児童を養育している方で、今まで手続きをしていなかった方は、手続きした月の翌月分から支給対象となります。

手続きは、天王・昭和・飯田川庁舎総合窓口センター及び社会福祉課（昭和庁舎内）で受付しています。

平成18年度小学校4年生の児童の保護者のみなさん
（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）

平成17年度中、手当を受けていなかった方は、「認定請求」手続きが必要です。
手当を受けていた方は、手続きの必要はありません。
平成18年4月分以降も支給されます。

平成18年度小学校5・6年生の児童の保護者のみなさん
（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

平成17年度中、手当を受けていなかった方は、「認定請求」手続きが必要です。
平成17年度中、小学校3年生以下（平成9年4月2日以降に生まれた児童）の児童について手当を受けていた方は、「額改定請求」手続きが必要です。

平成9年4月2日以降に生まれた児童の保護者のみなさん

平成17年度中、手当を受けていなかった方は「認定請求」手続きが必要です。

「認定請求」手続きに必要なもの

印鑑

受給者となる方（保護者）の健康保険証の写し（国民年金加入者以外の方のみ）
受給者となる方（保護者）名義の金融機関口座のわかるもの（郵便局以外）

<平成17年1月1日以降に転入してこられた方>

平成17年度児童手当用所得証明書（平成17年1月1日現在の住所地で発行）

<平成18年1月1日以降に転入してこられた方>

平成17年度児童手当用所得証明書（平成17年1月1日現在の住所地で発行）

平成18年度児童手当用所得証明書（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

「額改定請求」手続きに必要なもの

印鑑

所得制限については、次のとおりです

改正後の所得制限限度額表

扶養親族等の数	国民年金の加入者	厚生年金等の加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

控除の種類・人数等によって、額の変動があります。

お問い合わせは... 潟上市社会福祉課まで

生活環境課から

4月から祝祭日も ごみの収集を行います

市では、4月から平日及び土曜日の祝祭日もごみの収集を行います。

今後は、ごみ収集の休日は日曜日及び正月（1月1～3日）のみとなります。市民のみなさんのご協力をお願いします。

また、一般の方のクリーンセンターへの直接搬入については、今までどおり祝祭日は搬入できません。お間違えのないようお願いします。

お問い合わせは...

潟上市生活環境課（877-7802）または
クリーンセンター（877-6677）まで

雪害により 被害を受けたみなさんへ

雪害等の災害により住宅・家財等に被害を受けたときや、災害に関連した支出があったときは、所得税や住民税の確定申告において雑損控除という方法により、所得税・住民税の軽減措置を受けることができます。

災害に関連した支出には、住宅・家財の損壊等の被害が発生してない場合でも、豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用なども含まれます。

平成18年分(来年の申告)にて雑損控除の適用を受ける場合は、雪下ろし費用等に係る領収書等を平成18年分の確定申告時期まで保存してください

雪下ろし費用等の具体的範囲

次のような家屋の外回りの除雪費用、これらに直接関連して必要な雪捨て費用なども雪下ろし等に含まれます。

1. 人件費等 雪下ろし等のために雇用または依頼した者(家族を除く)に支払った報酬等、旅費、除雪用具等の借上料、食事費用等。
2. 除雪機械等の借上料 雪下ろし等のために機械類(ブルドーザー、パワーショベル等)やダンプ等の運搬車輛の借上料及び借り主が負担した燃料費(自己所有の機械等の燃料費を含む)
3. 専ら雪下ろし等に使用され、かつ、ひと冬限りで消費し尽くされる消耗品 雪下ろし用のスコップ、運搬用そりなど。
4. その他 上記以外の費用でも該当になる場合があります。

申告手続に必要なもの

被害を受けた場合のその資産の明細(資産内容、取得時期、取得価額等)がわかるもの
被害があったことにより受ける保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額がわかるもの
災害関連支出をした場合の支出金額の明細がわかるもの及びその領収書等
給与所得の源泉徴収票(サラリーマンの場合)など、通常の確定申告に必要な書類
印鑑

お問い合わせは... 潟上市税務課まで

軽自動車税の納期と 減免申請のお知らせ

軽自動車税の納税通知書を4月14日に発送しました。納付期限は5月1日(月)となっていますので、期限内納付をお願いします。

なお、身体障害者の方で軽自動車の減免申請をされる場合には、市役所各庁舎の総合窓口センターに減免申請書を備え付けておりますので、今回配布の納税通知書、身体障害者手帳、免許証、車検証、印鑑をご持参のうえ、納期限の一週間前までに申請してください。

また、「軽自動車税」について減免を受ける場合は、同時に「自動車税」の減免を受けることはできません。

お問い合わせは... 潟上市税務課まで

宝くじ助成で飯田川飯塚分館に備品を購入

飯田川飯塚地区の分館(飯塚児童館)に、印刷機、テレビ、冷蔵庫などが備わりました。

これは、コミュニティの発展と宝くじの普及広報を目的として、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により購入したものです。

これらの備品により、コミュニティ活動の充実が一層推進されることが期待されます。



購入した物品

印刷機 パソコン(2台) プリンタ テレビ 冷蔵庫 炊飯器(2台) オープンレンジ
放送設備(ワイヤレスアンプ) テント 卓球台 テーブル(10基) 座卓(10基) イス(50脚)

国民年金

HAPPY
INFORMATION



秋田社会保険事務局
883 - 1670

日曜日の国民年金保険料の
出張納付相談会のお知らせ

秋田社会保険事務所では、国民年金保険料の納付相談者の利便性を考え、日曜日にお住まい先付近に職員を派遣して、次のとおり国民年金保険料の出張納付相談会を開催します。

相談対象者へは、あらかじめ「国民年金保険料集合徴収（年金相談）案内状」を郵送いたします。

相談会では保険料の領収はもちろん、保険料の分割納付相談、保険料免除申請などに応じますので、案内状が届いた方は、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 4月23日（日）
10時から17時まで
ところ 天王公民館、昭和公民館

お問い合わせは...秋田社会保険事務所
国民年金第一課 (865 - 2390) または
国民年金第二課 (865 - 2399)

平成18年度の国民年金保険料は
月額13,860円です

平成18年度の国民年金保険料は13,860円（月額）
付加保険料は400円（月額）です。

保険料納付は、将来の給付につながる大切な義務です。
保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金が
減額されるばかりか、万一のときの障害基礎年金や遺族基
礎年金が受けられなくなる場合もあります。

保険料はきちんと納めましょう。納め忘れがなく、割引
制度もある「口座振替」をお勧めします。

4月分（6月15日支払い分）～
平成18年度の年金額が0.3%引き下げられます

年金額は、毎年4月に物価の変動に応じて改定されるこ
とになっています。平成17年の全国消費者物価指数が対
前年比マイナス0.3%となりましたので、平成18年度の年
金額も前年度より0.3%引き下がることとなります。

また、特別障害給付金についても同様に、前年度より
0.3%引き下がることとなります。

年金の種類	年金額
老齢基礎年金（満額）	792,100円（月額 66,008円）
障害基礎年金（1級）	990,100円（月額 82,508円）
障害基礎年金（2級）	792,100円（月額 66,008円）
遺族基礎年金（子1人）	1,020,000円（月額 85,000円）
老齢福祉年金	405,800円（月額 33,817円）
10年年金	481,300円（月額 40,108円）
5年年金	409,600円（月額 34,133円）

水稻育苗の苗代巡回指導を行います

潟上市農業総合指導センターでは、水稻育苗の苗
代巡回指導を行います。

昭和地区・飯田川地区は農業総合指導センターで
巡回します。相談・指導を希望される方は4月20日
（木）まで指導センターにお申し込みください。

また、天王地区は、従前どおりJA秋田みなみ天
王総合支所・集荷業者が相談窓口となります。お気
軽にご相談ください。

お問い合わせは.....潟上市産業課内
農業総合指導センターまで

担い手対策支援チームを設置しました

市では、将来的に効率的で安定した農業経営を
支援するため、市役所産業課内に『担い手対策支
援チーム』を設置しました。

農業経営及び担い手育成、
確保などについては、担い
手対策支援チームまでお気
軽にご相談ください。



お問い合わせは...潟上市産業課内
「担い手対策支援チーム」まで

「秋田育英奨学生」「すこやか奨学生」

秋田県育英会では、平成18年度の「秋田育英奨学生」及び「すこやか奨学生」を募集します。

秋田育英奨学生

応募資格 ▶ 秋田県出身者であること
 ・本年4月に文部科学省所管の国・公立、私立大学、短期大学に入学し、1年に在籍していること

募集人員 ▶ 国・公立大学（105人）私立大学（136人）

貸与月額 ▶ 国・公立大学（43,000円）私立大学（54,000円）

申込期限 ▶ 4月26日（水）（申込期限必着）

すこやか奨学生

応募資格 ▶ 第3子以降の者及びその兄弟姉妹で、秋田県出身者であること。
 ・本年4月に文部科学省所管の国・公立、私立大学、短期大学に入学し、1年に在籍していること。

募集人員 ▶ 250人

貸与月額 ▶ 6万円、5万円、4万円、3万円（いずれか選択）

申込期限 ▶ 5月12日（金）（申込期限必着）

お申込み及び資料請求等のお問い合わせは...秋田県育英会事務局（860-3552）

最新の人工内耳情報と相談会

とき ▶ 4月22日（土）13時～16時

ところ ▶ 秋田県社会福祉会館 10階大会議室

参加費 ▶ 無料

講演

「高度難聴への対応～人工内耳について」

秋田大学医学部附属病院耳鼻咽喉科 石川和夫教授

「人工内耳のリハビリについて」

秋田大学医学部附属病院耳鼻咽喉科 佐藤輝幸教授

お問い合わせは...秋田県難聴者・中途失聴者協会事務局（845-3476）

募集 市民からの……お知らせ

市民からのお知らせコーナーです。詳細については直接お問い合わせください。

コーラスの仲間を募集

団体名 ▶ 「コールはまなす」

活動日 ▶ 毎月第1・3金曜日

10時～11時30分

（4月21日から始まります）

活動場所 ▶ 潟上市天王公民館

お問い合わせは...コールはまなす・渋谷（878-5776）

「ヤートセ踊」メンバー募集

団体名 ▶ 「天王こまち」

活動日 ▶ 毎週日曜日 10時～12時

毎週木曜日 19時～21時

活動場所 ▶ 天王本郷ことぶき荘・体育館

お問い合わせは...天王こまち・西村（878-4252）

「子ども和楽器合奏団」募集

団体名 ▶ 潟上子ども和楽器合奏団

対象 ▶ 小学3年生～6年生

募集期間 ▶ 5月31日（水）まで

活動場所 ▶ 長沼禅苑内ログハウス

「いこい庵」

お問い合わせは...自性院（878-2049）

「豊川油田の歴史と産業・文化遺産」展

4月29日～5月7日まで開催します

豊川油田の歴史と産業・文化遺産について、写真や絵で振り返る「豊川油田の歴史と産業・文化遺産」展が開催されます。

「豊川の地」に残る産業・文化遺産をさぐる機会として、ぜひご来場ください。（入場は無料です）

主催 ▶ 豊川をヨイショする会

とき ▶ 4月29日（土）～5月7日（日）

ところ ▶ ブルーメッセあきた

<記念講演>

とき ▶ 4月30日（日）13時30分

ところ ▶ 羽城中学校視聴覚ホール

演題 ▶ 「地域資源の活用と地域活性化の手法」

講師 ▶ （財）社会経済生産性本部「余暇創研」研究主幹 丁野 朗氏

お問い合わせは...事務局・平野（090-3469-7445）



行政ホットライン

市役所の電話番号（市外局番018）

ご用の方は担当課への直通電話をご利用ください。

潟上市役所天王庁舎

総務課 878-9801

税務課 878-9803

収納課 878-9804

天王庁舎総合窓口センター

878-9806

会計課 878-9808

潟上市役所第2庁舎

総合政策課 878-9802

財政課 878-9805

潟上市役所昭和庁舎

社会福祉課 855-5112

高齢福祉課 855-5113

健康課 855-5115

昭和庁舎総合窓口センター

855-5110

産業課 855-5120

建設課 855-5118

都市整備課 855-5119

下水道課 855-5121

水道課 855-5123

議会事務局 855-5124

農業委員会事務局 855-5122

潟上市役所飯田川庁舎

市民課 877-7801

生活環境課 877-7802

飯田川庁舎総合窓口センター

877-7800

教育委員会

総務学事課 877-7803

幼児教育課 877-7804

生涯学習課 877-7805

スポーツ振興課 877-7806

国体事務局 877-7807

潟上市役所追分出張所

873-5672

くらしの 情報

4/23 第39回 全県ふな釣り大会 を開催



恒例の「第39回全県ふな釣り大会」が、八郎湖周辺（飯塚川～豊川）を会場に開催されます。

マナーを守って釣りの醍醐味を体験しながら、日頃の腕前を競い合いませんか。市民多数のご参加をお待ちしています。（参加費は無料）

主催 ▶ 飯田川釣同好会

共催 ▶ 潟上市観光協会

とき ▶ 4月23日（日）受付は4時～5時

ところ ▶ 受付場所・羽後飯塚駅前
（5時以降は表彰式会場で受け付けます）

表彰式・湖東農免道路飯塚大橋前

競技場所 ▶ 釣り場・飯塚川～豊川

表彰 ▶ 一般の部・少年の部・大物賞

お問い合わせは...潟上市産業課内・潟上市観光協会（855-5120）



5/21 天王グリーンランド クロスカントリー大会



いい汗かいて、新緑を楽しもう！

「第13回天王グリーンランドクロスカントリー大会」が、新緑のグリーンランドを舞台に開催されます。健脚を競い合いながら、交流の輪を広げてみませんか。

主催 ▶ 潟上市陸上競技協会

とき ▶ 5月21日（日）小雨決行 開会式9時

ところ ▶ 天王グリーンランド陸上競技場指定コース

種目 ▶ 中学生女子（短距離・フィールドの部）2.4km

中学生女子（長距離の部）2.4km

中学生男子（短距離・フィールドの部）3.0km

中学生男子（長距離の部）3.0km

女子・男子壮年40歳以上の部 5.0km

一般男子の部（高校生含む）5.0km

参加料 ▶ 中学生は学校単位で1人400円

一般・壮年・女子（フリー参加の中学生）1,000円

申込期限 ▶ 5月7日（日）まで必着。当日は受け付けません。

お問い合わせは...潟上市陸上競技協会・伽羅谷

（878-6681・携帯090-4888-3521）



臨時保健師を募集します

募集人員 ▶ 1人

資格 ▶ 保健師

勤務場所 ▶ 潟上市役所昭和庁舎・健康課

勤務内容 ▶ 保健業務

勤務時間 ▶ 8時30分～16時15分

任用期間 ▶ 平成18年5月1日～平成19年3月31日

賃金 ▶ 1日7時間勤務（8,400円
1時間 1,200円）

保険 ▶ 社会保険・雇用保険

申込期限 ▶ 4月24日（月）まで健康課に履歴書を提出してください。

お申込み・お問い合わせは...

〒018-1401 潟上市昭和

大久保字堤の上1-3

潟上市役所昭和庁舎・健康課

（855-5115）

鞍掛沼公園「臨時職員」を募集

募集人員 ▶ 1人

応募資格 ▶ 昭和42年以降で昭和62年以前に生まれた方

勤務場所 ▶ 鞍掛沼公園

（天王スカイタワー）

勤務内容 ▶ 受付及び施設の案内

勤務時間 ▶ 早番 8時30分～16時15分

まで（うち休憩時間45分）

遅番 9時30分～17時15分

まで（うち休憩時間45分）

1日7時間勤務（週35時間程度）

任用期間 ▶ 平成18年5月1日～平成19年3月31日

賃金 ▶ 1時間 700円

保険 ▶ 社会保険・雇用保険

申込期限 ▶ 4月24日（月）まで都市整備課に履歴書を直接または郵送で提出してください。

お申込み・お問い合わせ...

〒018-1401 潟上市昭和

大久保字堤の上1-3

潟上市役所昭和庁舎・都市整備課

（855-5119）

自衛官採用試験のご案内

防衛庁では、平成18年度幹部候補生の試験を行います。

応募資格 ▶ 20歳以上26歳未満の男女

（22歳未満は大学卒見込み含む）

受付期限 ▶ 5月12日（金）まで

試験日 ▶ 5月20日（土）・21日（日）

21日は飛行要員のみ実施

試験会場 ▶ 秋田市内

資料請求・お問い合わせは...

自衛隊秋田地方連絡部秋田募

集案内所（864-4929）



下虹川分館

潟上市飯田川 下虹川分館

- ・設置場所 飯田川下虹川字屋敷40 - 1
- ・敷地面積 1,206.40㎡ (約364坪)
- ・建築面積 179.56㎡ (約54坪)
- ・建築床面積 167.14㎡ (約50坪)
- ・構造 木造平屋建
和室2室(8帖・16帖)・洋室1室(12帖)・調理室等



飯田川ふれあい会館と渡り廊下で結ばれ、共有できます。

飯田川地区の下虹川分館と飯塚分館・児童館の二棟が完成し、三月二十九日と三十一日の両日、それぞれの会館で竣工式が行われました。
竣工式には、地区の自治会長や市関係者などが出席され、施工関係者への感謝状贈呈後、石川市長は「立派に完成できたこ

とを関係者に感謝したい。地域の活性化に役立ててほしい」とあいさつしました。
両施設の室内は、すべて段差のないバリアフリー仕様で、高齢者などには大変優しい施設となっており、地域の活動拠点として期待されます。

地域分館が完成

飯田川下虹川分館 飯田川飯塚分館・児童館



飯塚分館・児童館

潟上市飯田川 飯塚分館・児童館

- ・設置場所 飯田川飯塚字深田19 - 2
- ・敷地面積 1,031.23㎡ (約311坪)
- ・建築面積 187.90㎡ (約56坪)
- ・建築床面積 164.79㎡ (約49坪)
- ・構造 木造平屋建
和室3室
【18帖・18帖・10帖】
調理室、倉庫等



広々とした和室が好評です



『環境あきた県民塾』受講生を募集 環境問題をみんなで学ぼう!

県では、平成18年度「環境あきた県民塾」を開講します。
環境問題や体験分野、特別講座などを受け、所定の単位を取得された修了生は、地域での環境保全活動の実践者「あきたエコマイスター」として、県に登録されます。

開講日▶月1回程度(5月~11月)

場所▶県内3会場(中央地区・県ゆとり生活創造センター遊学舎)

受講料▶無料

お問い合わせは...県環境あきた創造課(860-1574)